

# 康熙帝と熊賜履

Kangxi Emperor and Xiong Cilü

滝野 邦雄

Kunio TAKINO

## はじめに

康熙帝がようやく政治的に自分の意思を示し始めた頃、熊賜履（字は青岳・敬修、号は素九・愚齋、諡は文端。湖廣孝感の人。明・崇禎八年（一六三五）～清・康熙四十八年（一七〇九）。順治十五年戊戌科（一六五八）三甲一百七十八名の進士）が現れ、康熙帝が求めている清政権の中国支配の正統性をどのように理論化できるかへの筋道を提示する。もっとも、この主張は当時の儒教的立場にある者なら特異なものではなかったし、これに近い意見を提出した者もいた。康熙帝が熊賜履の意見に共鳴したのは、時期がよかったからだと言える。拙稿「青年康熙帝の学力と官僚」（『経済理論』308号・和歌山大学経済学会・二〇〇二年）で検討したように、康熙二十年代後半に、康熙帝は、自己の学力が一定の水準に達するまで、朱子学的な考えを真剣に信じ、理想論的な儒教的な政治を実践しようとしていた時にあたったのである。

そこで拙稿では、康熙帝が熊賜履のどのような考えに共鳴し、それを実践しようとしたのかを考えるために、(1)で熊賜履の「應詔萬言疏」を(2)で朝廷での康熙帝と熊賜履との対話を検討したい。

## (1) 熊賜履の「應詔萬言疏」

康熙六年五月三日（西暦：一六六七年六月二十三日）、数え年で十四歳になった康熙帝は、次のような上諭を出す。

[康熙六年五月] 丙午（三日）、吏部等の衙門に諭すに、「民は邦の本爲り<sup>①</sup>」。必ず「家ごとに給し、人ごとに足ら」（『史記』商君列傳など）し、「生に安んじて業を樂し」（『漢書』貨殖傳・嚴助傳）ましむれば、方に「太平の治」（『史記』夏本紀）と稱す可し。近ごろ聞くに直隸など各省、民多く所を失い、疾苦顛連（困苦）するは、深く憫念す可し。[こうしたことは] 或いは官・吏の貪酷（貪欲で残酷）にして、窮黎（貧苦な人々）を脔削（搾取）するに係るか、仰そも或いは法制未だ便ならずして、民に業を失うを致さしむるか。[そうであるならば] 果たして何れの道以て其の生を遂げんや。一切の民生の利病（利益と弊害）、應に行なうべし、應に革むべし。爾ら内外の各衙門の大小の文・武等の官、民依を念切し、其れ各々の所見<sup>②</sup>を抒べ、隠すこと母れ、と（『大清聖祖合天弘運文武睿哲恭儉寬裕孝

敬誠信中和功德大成仁皇帝實録』卷之二十二・「康熙六年五月丙午（三日）」条：蔣良騏『東華録』卷九・康熙六年五月丙午条も同じ。

①『書經』五子之歌に「民は惟れ邦の本なり」。

「人々は国家の根本」であり、かならず「家々人々はみな豊か」で、「安心して生活し楽しく働く」ようにさせれば、「太平の治」と称賛されるものになる。最近、直隸などの各省で、人々が住む所を失い、苦しんでいるのは、非常に哀れむべきことである。こうしたことは、官・吏が貪欲で残酷で、苦しんでいる人々から搾取していることによるのだろうか。それとも、そもそも法制が不十分で、人々が仕事を失うようにしてしまっているのだろうか。そうであるならば、どのような方法で、その生計を成り立たせることができるのか。すべての人々の利益になることは行なうべきであるし、弊害は改めるべきである。お前たち内・外のそれぞれの部門のあらゆる文・武の官員は、人々のたよる所を思いいたし、それぞれの思う所を述べよ。隠し立てはするな、というのである。

この上諭をうけて、三十三歳であった熊賜履は、康熙六年六月一日に「應詔萬言疏」を提出する。この疏によって熊賜履は康熙帝に注目されるようになる。そこで、「應詔萬言疏」にはどのようなことが提案されていたのかを検討してみたい。ただ、この疏は長文であり、主張が多岐にわたっているため分かりにくい。しかし、この疏の翌年の九月十七日に熊賜履が提出した「請除積習銷隱憂疏」には、熊賜履自身が「應詔萬言疏」における意見を箇条書きにし、次のように要約している。

昨年（康熙六年）五月内に明詔を仰遵し、芻言（浅陋な意見）を敷奏（奏上）す。[そのなかで] 夫の「民生の困苦」・「官吏の貪庸」・「政事の紛更」・「職業の隳壊」・「學校の廢弛」・「風俗の僭濫」を擧げて、一一 皇上（康熙帝）の爲に之を直陳す。[そして]、「君の身は天下の大本爲り、聖學は當今の重務に係る」に至れば、亦た既に其の要を具言し、悉く其の槩を陳ぶ（『經義齋集』卷之一・「應詔萬言疏」・十六葉）。

つまり熊賜履は、「應詔萬言疏」において、

- ①「民生の困苦」
- ②「官吏の貪庸」
- ③「政事の紛更」
- ④「職業の隳壊」
- ⑤「學校の廢弛」
- ⑥「風俗の僭濫」

を直言し、

⑦「君の身は天下の大本爲り、聖學は當今の重務に係る」

については要点を具体的に提案したというのである。

たしかに「應詔萬言疏」では⑥まで述べた後で、⑦について詳しく述べている。また、⑦は

後の熊賜履が康熙帝に対して述べる主張とおおきくかわるものでもある。そこで、以下で⑦について詳しく検討してみたい。

「應詔萬言疏」は、まず康熙六年五月三日の諭を要約することから始まる。

伏して詔書を読むに「今、聞く直隸など各省、人民 多く所を失うこと有りて、疾苦・窮困するは、深く軫念す可し。或いは官吏の貪酷にして、民生を朘削するに因るか、或いは法制 未だ便ならずして、民に業を失うを致さしむるに因るか」と曰う有り。嗚呼、皇上（康熙帝）の此の心は乃ち二帝三王の心にして、皇上（康熙帝）の此の言は乃ち二帝三王の言なり（『經義齋集』卷之一・「應詔萬言疏」・一葉～二葉）。

康熙帝の民に対する心遣いと発言とは、二帝三王（堯・舜の二帝と禹・湯・文王（武王）の三王）のそれであるとする。他の官僚も行なっていることであるが、熊賜履も康熙帝を二帝三王になぞらえる。

そうして、先ほど列挙した①から⑥までの事柄についての対策を述べる。その最後にそれらは「猶お本計に非ざるがごとし」として、本題である⑦について、熊賜履は、詳しく述べてゆく。

根本切要（要点のあらまし）の地を論ずるに至れば、<sup>かなめ</sup>端に我が皇上（康熙帝）の一身に在り。蓋し皇躬なる者は、又た萬幾の受裁する所にして、萬化（すべての働き）の従りて出づる所なり<sup>①</sup>。孟子 曰く、「天下の本は國に在り。國の本は家に在り。家の本は身に在り」<sup>②</sup>（『孟子』離婁上）と、董子（董仲舒） 曰く、「心を正し以て朝廷を正す。朝廷を正し以て百官を正す。百官を正し以て萬民を正す。萬民を正し以て四方を正す」<sup>③</sup>（『漢書』董仲舒傳）と。二子の言、萬世の龜鑑なり。古より帝王の聖なること堯・舜の如きは、至れりと謂う可し。而して「危微精一」<sup>④</sup>（『書經』大禹謨）の誠、<sup>た</sup>啻だに諄諄（くりかえし丁寧）たるのみならざるなり。蓋し「生まれながら知る」（『論語』季氏）の聖と雖も、亦た學問の力に籍りるなり<sup>⑤</sup>。我が皇上（康熙帝） 神明天縱にして、睿哲（英明）の性 成る。豈に區區たる常情の能く測る所ならんや。然れども、深宮に生長して、春秋 方に富めば（お年若く）、徳性<sup>⑥</sup>を薰陶<sup>⑦</sup>し、聖躬を輔養するは、<sup>まさ</sup>端に此の時に在り（『經義齋集』卷之一・「應詔萬言疏」・十一葉～十二葉）。

①『中庸』第三十二章第一節の朱注に「天下の道は、千變萬化し、皆な此れに由りて出づ。所謂ゆる之（天下の大本）を立つるなり」。

②熊賜履が帝王学の教科書としてあげる眞徳秀『大學衍義』（卷一・帝王爲治之序）では、この箇所が引用されて、眞徳秀は次のように解説する。

臣 按ずるに、孟子 謂へらく天下國家とは乃ち世人の常々稱道するの言なり。而れども國は乃ち天下の本、家は乃ち國の本、身は又た家の本なるを知らず。其の言 蓋し序有るなり。本とは猶お木の根本のごとし。根固くして而して後枝葉盛んなり。治を爲すの本末 亦た猶お是のごときなり。然らば大學の心を言い、此に心を言わざる者は、蓋し誠意・正心は、皆な修身の事にして、身を言えば則

ち心 其の中に在りとすればなり、と。

③眞徳秀『大學衍義』（卷一・帝王爲治之序）では、この箇所が引用されて、眞徳秀は次のように解説する。

臣 按ずるに〔董〕仲舒の論は、孟子の後より未だ之に及ぶ者有らず。蓋し朝廷は天下の本なり。人君は朝廷の本にして心も又た人君の本なり。人君 能く其の心を正して、湛然清明にして、物 能く惑うこと莫ければ、則ち「號を發し、令を施すに藏からざる有るなく」（『書經』冏命）、朝廷 正し。朝廷 正しければ、則ち賢・不肖 別有り、君子・小人相い位を易えずして、百官 正し。此れよりして下、特に擧げて之を措くのみ。夫れ天と人とは、本 同一の氣なり。人事 正しければ、則ち正氣 之に應ず。善祥の由りて集まる所なればなり。人事 正しからざれば、則ち邪氣 之に應ず。此れ災異の由りて臻る所なり。其の本は人君の一心に在るのみ。嗚呼、謹まざる可けんや。

④『書經』大禹謨に「人心 惟れ危うく、道心 惟れ微かなり。惟れ精に、惟れ一に、允に厥の中を執れ」。

⑤朱子は次のように述べる。

臣（朱子）之を聞く、堯・舜・禹の相い授くるや、其の言に曰く、「人心 惟れ危うし、道心 惟れ微かなり。惟れ精に惟れ一に、允に厥の中を執れ」（『書經』大禹謨）と。夫れ堯・舜・禹は皆な大聖人なり。「生まれながら之を知」（『論語』季氏）れば、宜しく學を事とする無かるべし。而して猶お「精」と曰い、猶お「一」と曰い、猶お「執」と曰うは、「生まれながら之を知る」（『論語』季氏）と雖も、亦た學に資りて以て之を成すを明らかにするなり……（『壬午應詔封事』・『晦庵先生文集』卷十一）。

⑥『中庸』第二十七章第六節に「故に君子は徳性を尊んで問學に遣り、廣大を致して精微を盡し、高明を極めて中庸に遣り、故きを温めて新しきを知り、厚きを敦くして以て禮を崇ぶ」。

⑦『孟子』告子上・「孟子曰、無或乎王之不智也」章の朱注に「程子 講官と爲り、上（宋・哲宗）に言いて曰く、人主 一日の間、賢なる士大夫に接する時多く、宦官・宮妾に親しむ時少なければ、則ち可以て氣質を涵養し、徳性を熏陶す可し、と。時に用いる能わず。識者 之を恨む」。

根本切要（要点のあらまし）の地を考えれば、それはまさに我々の皇上（康熙帝）ご自身にあります。皇上（康熙帝）ご自身は、天下の大政を決裁され、すべての働きはそこから出てくるものです。孟子は「天下の本は國にあり。國の本は家にあり。家の本は一身にある」といい、董仲舒は、「心を正して朝廷を正す。朝廷を正して百官を正す。百官を正して萬民を正す。萬民を正して四方を正す」と言っております。ふたりの発言は、万世の手本となるものです。古来、聖なる帝王である堯や舜というのは、完璧であるといえます。そして、「危微精一」の警告は、繰り返して丁寧のべているだけではありません。おそらく「生まれながら知る」ような聖人であっても、學問の力に頼っているのです。皇上（康熙帝）は、もとのからの優れた資質をお持ちで、英明な才能を身につけておられます。どうしてちっぽけなふつうの考えではかり知ることができるのでしょうか。しかしながら、宮中で大きくなられ、まだお若いので、徳性を涵養し、ご自身を修養されるのは、まさにこの時でございます、という。

すべてが、皇帝の一身にかかわっているという。皇帝という存在は治世の根本となるものである。また、聖人であっても學問の力によりしたがっている。まして、康熙帝は若く、いまが

学問して徳性を涵養する時期であるとする。

そして、具体的にどのようにすればよいのかを述べて行く。

伏して乞うに皇上（康熙帝） 慎みて耆儒・碩徳・老成・端重の士を選びて、之を左右に置き、優するに保衡（宰相）の任を以てし、<sup>とおと</sup>隆ぶに師傅の禮を以てし、必ずしも勞するに職事を以てせず。拘（こだわる）するに文貌（礼儀）を以てし、之をして禁闈（宮中）に入らせしめ、時に親しく便座（休息室）に従容（誘い）し、間燕（休息中）に道理を講論させ、宸衷（天子の心）を啓沃せしめ、聖徳を涵養せん。又た天下の英俊を妙選（選りすぐる）し、之をして陪侍・法從（皇帝に随行する）させ、朝夕に善道を獻納・開陳し、治體（治国の綱領）を切削（切瑳して正す）し、以て顧問（諮問に答える侍從）に備え聽聞を廣くせよ。徒に講幄（学問所）の虛文（形式）を事とする母く、徒に經筵の故事（先例）に應ずる母れ。寒暑を以て<sup>や</sup>輟むこと有る母く、晨夕を以て<sup>へだて</sup>間有ること母れ。『大學衍義』に至りては、尤も切要にして手を下すの書と爲す。其中、體用 包舉（包括）し、本末 貫通し、法戒 遺す靡く、洪纖（大小） 畢具す。誠に千聖の心傳・百王の治統にして萬世天下に君師（天子）たらんとする者の律令格例（法則）なり（『經義齋集』卷之一・「應詔萬言疏」・十二葉）。

伏して皇上（康熙帝）に以下のようにお願い申し上げます。それは、慎んで老儒・有徳の人物・老臣・有礼の人物をお選びになって、それを左右に置き、宰相の職を与えて、師傅の礼で優遇し、実質的な〔宰相の〕仕事はさせず、礼儀にかかわらせ、宮中に入出入りさせ、皇上（康熙帝）が休息される時に道理を討論させ、皇上（康熙帝）の見識を広めるようにさせて、〔康熙帝が〕徳性を涵養していただければと思います。また、天下の俊才を選りすぐって、おそばに置き随行させ、朝夕に正道を提言・解説させ、統治の綱領を磨き上げてください。そして、それらを諮問に答える侍從とし見聞を広くなさってください。ただ学問所の形式的な学問に従われるだけでなく、また經筵講義での講義だけで学問するという先例に従われることはなさらないでください。暑さ寒さで学問をやめることがなく、朝夕で学問の程度を区別することをなさらないでください。『大學衍義』というものは、最も重要で手をつけるべき書物です。その書物は、體用を包括し、本末を貫通し、教えや戒めが余すところなく、大小完備しております。ほんとうに千聖の心傳、百王の治統、万世の天下に天子たる者の法則となるものでございます、という。

皇帝は、「耆儒・碩徳・老成・端重の士」を左右に置き、徳性を涵養し、「天下の英俊」を政治顧問にして、日々努力して学問すべきだと言う。また、『大學衍義』は、そうしたことを行なうのに参考とすべき重要な書物であるとも述べる。

熊賜履は、続けて言う。

伏して願うに皇上（康熙帝） 眞儒の深く厥の旨に明らなる者を延訪して、講求・研究し、務めて其の精微奥妙の理に曉暢されよ。是に於いて之を考うるに六經の文を以てし、之を監みるに歴代の蹟を以てし、<sup>こゝろ</sup>諸を躬に實に體し、<sup>これ</sup>諸を衷に嘿會（謂心裡領會）し、以て敷

政（政治・教化を施行する）し、出治（治理國家）の本と爲す。若し夫の左右の近習 必ず其の選を端し、「綴衣・虎賁」も亦た其の人を擇び、壬人（へつらうひと）・佞倖は前に置かず、艶色・哇聲（嬌聲）は側に御せず、聖の書に非ざれば擯けて讀まず、無益の事は戒めて爲さざれば、内にしては深宮に燕間（くつろぐ）の間、外にしては大廷廣衆（朝廷で群臣に会う）の際、微にしては起居言動の恒に、凡そ此の身を維持する所以の者 備わらざる所無く、此の心を防閑する所以の者 周ねからざる所無し。[そうなれば] 則ち君の志 清明<sup>②</sup>にして、君の身 強固なり。夫の立政（政務を執る）・敷教（教化を施す）・「知人・安民」<sup>③</sup>を擧ぐるに、天徳（天の恩恵）の流行・天則（天の法則）の昭著なるに非ざる無くんば、坐して乾 [卦でいう] 行くに健なるを體する<sup>④</sup>の功を成すを取めん。是れ皇上（康熙帝）直に夫の二帝三王の相い傳うるの心法に接し、自ずから以て斯の世・斯の民を唐・虞・三代の盛に措く有り。而して漢・唐・宋・明の能く其の項背を望む所に非ざるなり。又た何ぞ吏治の不清、民生 遂げざるを之れ慮るに足らんや。『易』に曰く、「其の本を正す。萬事の理 差うこと<sup>⑤</sup>の毫釐なるも、謬るに千里を以てす」と。此れ聖論の未だ及ばざる所にして臣（熊賜履）の本を推して之を言う者なり（『經義齋集』卷之一・「應詔萬言疏」・十二葉～十三葉）。

①『書經』立政に「用<sup>も</sup>って威な王を戒めて曰く、左右・常伯・常任・準人・綴衣・虎賁、と」。蔡沈傳に「……服器を掌る者を綴衣と曰い、射御を執る者を虎賁と曰う。皆な任用の當に謹むべき所の者なり……」。

②『禮記』孔子問居に「清明は躬に在り、氣志 神の如し」。

③『書經』皐陶謨に「都<sup>あか</sup>、人を知るに在り、民を安んずるに在り」。

④『易』乾卦に「象に曰く、天行 健なり、君子 以て自彊して息まず」。

⑤『禮記』經解に「『易』に曰く、君子は始めを愼む。差うこと若し毫釐ならば、謬るに千里を以てす、と」。

伏して皇上（康熙帝）に以下のようにお願い申し上げます。それは、眞の儒者ですぐれた見識を有する者を招いて、探求・學問して、その精緻で微妙な真理に通じてください。そして、それを六經の經文を用いてお考えになり、歴代の人たちの事績を考え、それらをご自身で実際に體認され、それらを内面で会得なさって、敷政（政治・教化を施行する）して國家を修める根本となさってください。もし、左右に仕える者の選抜を必ず正しく行ない、綴衣・虎賁の選抜も正しくし、壬人（へつらうひと）や佞倖は御前に置かず、女色はそばに侍らせるようなことはなく、經書でなければ退けて讀まない、無益なこと戒めて行わないとされたのならば、内朝でくつろぐ時、外朝で群臣に会う時、小さなことでは行動や言行の常々で、その身を維持するものが備わっていないことはなく、その心を防ぐものが完備していないこととはなくなります。そうなれば、志されるものははっきりとし、お体は強固とされます。そもそも、政務を執ること、教化を施すこと、人物を見極めること、人々を安んずることなどを執り行うのに、天の恩恵を広く行い、天の法則を明らかにすれば、天の力強く歩むことを體認することができます。

これこそが皇上（康熙帝）の二帝三王の伝える心法に連なり、この世やこの民を唐・虞・三代の盛世の状態にすることになります。漢・唐・宋・明の後塵を拝することを願うようなものではありません。また、官吏の不正や人びとの生計が立ち行かなくなることを心配するに足りることになるでしょうか。[『禮記』に引用する]『易』で、「その根本のところを正しくする。というのも、すべての理というものは最初の違いはわずかでも、[先に進むと] その違いは千里の大きさになるからである」というようなものです。これは、皇上（康熙帝）のお言葉のまだ言及されていないところを臣（熊賜履）が推し進めて述べさせていただいたものでございます、という。

「眞儒」を招き、教授してもらい、六経や歴代の人に学んで、政治を行なう上での根本とする。そして、皇帝自身がそれを実践すれば、まわりが感化され、綱紀が正されるようになり、この世を「唐・虞・三代の盛」に導くことができる。だから、根本を習得したならば、官僚の不正や民の生活が満ち足りない末端のことなどは、考慮する必要はなくなってしまふ、と主張する。皇帝自身が治世の根本であるので、先ず皇帝自身が身を修めると、まわりの官僚も感化されてゆき、漢・唐・宋・明の後塵を拝するのではなく、唐・虞・三代の治世に連なるというのである。

この「應詔萬言疏」が提出された時、康熙帝はまだ十四歳であったためか、聖祖「實録」によると「疏 入り、報聞す」（『大清聖祖合天弘運文武睿哲恭儉寬裕孝敬誠信中和功德大成仁皇帝實録』卷二十二・「康熙六年六月甲戌（一日）」条）とされただけであった。しかし、熊賜履が後に康熙帝に提案し続けたことは、すでにここに盛り込まれている。

さて、熊賜履は、「應詔萬言疏」を提出した翌年の康熙七年九月十六日に、「諫北巡疏」を提出し（『大清聖祖合天弘運文武睿哲恭儉寬裕孝敬誠信中和功德大成仁皇帝實録』卷二十七・「康熙七年九月壬子（十六日）」条）、皇帝の北巡を諫める。続けて、翌十七日に「講學・勤政の二者は偏廢すべからず」<sup>1)</sup>という内容の「請除積習銷隱憂疏」を提出する（『大清聖祖合天弘運文武睿哲恭儉寬裕孝敬誠信中和功德大成仁皇帝實録』卷二十七・「康熙七年九月癸丑（十七日）」条）。すると、「著して實に據りて逐一明白に具奏せよ」とされる。そこで、九月二十日にはそれを詳しく述べた「遵旨指奏疏」を続いて上奏する（『大清聖祖合天弘運文武睿哲恭儉寬裕孝敬誠信中和功德大成仁皇帝實録』卷二十七・「康熙七年九月丙辰（二十日）」条）。

このなかで、当時権力をほしいままにしていた内大臣の鰲拜<sup>オバイ</sup>を暗に批判する。それは、後に康熙帝が鰲拜<sup>オバイ</sup>を逮捕し、鰲拜本人に突き付けた罪状論の中に、そのことにふれていることから

1) 「經筵講官太子太保東閣大學士兼吏部尚書熊文端公年譜」（康熙七年戊辰三十四歳条・四葉・孔繼涵『雜體文彙』卷七所収）による要約。以下、熊賜履の年譜から引用する際には「熊賜履年譜」と略称する。

なお、この熊賜履の年譜を書いた孔繼涵（山東曲阜の人。乾隆四年（一七三九）～乾隆四十八年（一七八三）。乾隆三十六年辛卯恩科（一七七―）二甲四十名の進士）は、熊賜履の外孫にあたる。

述に曰く、先生（熊賜履）卒する後の六十年、其の外孫の孔繼涵<sup>たぬ</sup>爲に遺文を考證し、事實を排纂し、録して年譜一卷<sup>づ</sup>を爲る（「熊賜履年譜」十二葉）。

も理解できる。

一項、内閣侍讀學士の熊賜履 奏して曰うに「政務を治理して、衆望に負く有り。隱患 未だ除かれず、盟黨 愈いよ固し」等の語あり。時に鰲拜<sup>オバイ</sup> 叩奏して曰うに「此れ顕らかに係れ我等を彈劾す。理として應に懲治すべし」等の語あり。若し盟黨無ければ、則ち鰲拜<sup>オバイ</sup> 伊<sup>イ</sup>（鰲拜<sup>オバイ</sup>たち）らを彈劾するの奏文有るを知らず。此れに由りて之を觀れば、結黨は是れ實なり。此れ一つの罪と爲す（2「康熙帝欽定鰲拜等十二條罪狀論」・『康熙朝滿文朱批奏折全譯』中國第一歴史檔案館・中国社会科学出版社・一九九六年刊二頁）<sup>2)</sup>。

さて、鰲拜<sup>オバイ</sup>を批判した熊賜履は、

旨を得て「既に實在に指陳する能わざれば、則ち是れ妄りに冒奏を行ない、以て虚名を沾るなり」（『大清聖祖合天弘運文武睿哲恭儉寬裕孝敬誠信中和功德大成仁皇帝實錄』卷二十七・「康熙七年九月丙辰（二十日）」条）。

とされて、部に下されて議處（懲戒処分）となり、ついで部議（六部から提議）されて「降二級調用」となる。が、「上（康熙帝） 寬に従い之を免」じたという。康熙帝によって救われたのである。いずれにせよ、熊賜履はここで鰲拜<sup>オバイ</sup>批判を行なったという実績を得ることができた。

そして、鰲拜<sup>オバイ</sup>が康熙八年五月に失脚すると、翌九年四月九日に、秘書院侍讀學士から国史院學士に陞る（『大清聖祖合天弘運文武睿哲恭儉寬裕孝敬誠信中和功德大成仁皇帝實錄』卷三十三・「康熙九年四月乙未（九日）」条）。そして、この年の十月に武英殿讀卷官に充てられる（「熊賜履年譜」康熙九年庚戌三十六歳条による）。十日後には、翰林院掌院學士兼禮部侍郎に除せられる（『大清聖祖合天弘運文武睿哲恭儉寬裕孝敬誠信中和功德大成仁皇帝實錄』卷三十三・「康熙九年十月甲午（十日）」条）。いよいよ、康熙帝の親政が始まるとともに、時の権力者鰲拜<sup>オバイ</sup>を批判した硬骨漢として熊賜履が重んじられてゆく。

「熊賜履年譜」によると、この翰林院掌院學士兼禮部侍郎任命の前日、次のようなことがあったという。

一日、門に御す。先生（熊賜履） 奏牘（奏章）を捧じて已に階 降等に及ぶ<sup>①</sup>。上（康熙帝） 目もて之に屬し、召し入れて、大字を作すを命づ。先生（熊賜履）「敬天法祖、知人安民」の八字を書して進む。上（康熙帝） 侍臣を顧みて曰く、「書法 亦た其の人の如し。顧だ自ら<sup>ほこ</sup>炫らざるのみ」と。随いて命じて『大學』・『中庸』の兩つの首節を講ぜしむ。[講義終了後]、竟に曰く、「眞の講官なり」と。宴を賜いて出づ。翼（翌）日、翰林院掌院學士兼たり禮部侍郎に改め除せらる（「熊賜履年譜」・「康熙九年庚戌三十六歳」条・五葉）。

2) 聖祖「實錄」には、

熊賜履が條奏の事、鰲拜<sup>オバイ</sup> 以て己れを劾すと爲し、[熊賜履を] 傾害するを意圖するは、罪の十六なり（『大清聖祖合天弘運文武睿哲恭儉寬裕孝敬誠信中和功德大成仁皇帝實錄』卷二十九・「康熙八年五月庚申（二十八日）」条）。

とのみある。また、熊賜履の『經義齋集』におさめられた疏文の中には、この「罪狀論」に引用された文章は見当たらない。

①『禮記』曲禮上に「客 若し降等なれば、則ち主人の階に就く」とあるのをふまえ、康熙帝の後に従って階段を上ったという意味か。

ちなみに、熊賜履が「眞の講官なり」と言われたこの日、康熙帝は清朝の教育勅語として有名な「聖諭十六条」を公布している。

三日後の康熙九年十月十三日、康熙帝は「經筵講義」の設置を命じる。これをうけて、康熙九年十一月三日に次のように議覆（皇帝の諮問をうけた該当機関が意見を上奏する）された。

[康熙九年十一月] 丙辰（三日）、禮部 旨に<sup>したが</sup>違ひ議覆するに「經筵は應に順治十四年の例に照らし、毎年の春秋の二次舉行すべし。[そこで]、明年二月十七日午時を擇び開講せよ。[開講] 前に皇上（康熙帝）<sup>みづか</sup>親ら奉先殿及び先師孔子を祭るを期す。講官は内閣が酌定する員數・題用を聴き、經書の講章は應に講官をして撰し送り、内閣 酌量改定し、預かじめ期して<sup>つ</sup>恭しんで御覽に進めしむべし。禮儀筵宴は俱に舊例に照らせ・・・」と（『大清聖祖合天弘運文武睿哲恭儉寬裕孝敬誠信中和功德大成仁皇帝實錄』卷三十四・「康熙九年十一月丙辰（三日）」条）。

順治十四年の例に照らして、毎年の春秋の二回「經筵講義」行なってもらいたいと上奏された。そして、熊賜履は、翌年の康熙十年二月四日に、その「經筵講義」の講官に充てられる。

吏部尚書の黃機・刑部尚書の馮溥・工部尚書の王熙・都察院左都御史の明珠・禮部左侍郎の常鼐・戸部右侍郎の田逢吉・刑部右侍郎の多諾・中和殿學士の折爾肯・保和殿學士の達都・翰林院掌院學士の折庫納と熊賜履・侍讀學士の溥達禮と史大成・侍講學士の胡密色と李仙根・國士監祭酒の徐元文に命じて經筵講官に充つ（『大清聖祖合天弘運文武睿哲恭儉寬裕孝敬誠信中和功德大成仁皇帝實錄』卷三十五・「康熙十年二月丙戌（四日）」条）。

康熙十年二月十七日に經筵の礼が舉行される。「熊賜履年譜」によれば、この時、熊賜履は康熙帝に『尚書』大禹謨の「人心惟危、道心惟微」章を保和殿で講義する。そこで、次のように述べた。

臣（熊賜履）是れに因りて之を釋思するに、帝王の治は道に本づき、道は心に本づく<sup>①</sup>。惟うに君の心 正しければ、斯ち内外大小 不正有る無し。此れ虞廷の授受（堯が舜に授け、舜が禹に授けた）にして、萬世の聖學の源を開く所以なり。仰ぎて<sup>おも</sup>惟んみるに、皇上（康熙帝）の德 洵齊（幼い頃より聡明）<sup>ほしまま</sup>を<sup>さかん</sup>擅<sup>②</sup>にして、道<sup>おこ</sup>隆<sup>③</sup>にして、<sup>④</sup>作り<sup>④</sup>觀て、<sup>⑤</sup>競業（いましめつつしむ）として常に宥密（寬仁安靜の德）に勤む。綏猷<sup>⑤</sup> 恒<sup>ただ</sup>に<sup>⑥</sup>勅して時にし<sup>⑥</sup>幾にす。固より已に「精一」（『書經』大禹謨）の傳を紹ぎ、訓行の極を立つ<sup>⑦</sup>。臣（熊賜履）愚なるも更に願わくは、終始<sup>かわ</sup> 渝<sup>⑧</sup>らず、顯微<sup>へだて</sup> 間なく、中を<sup>⑧</sup>建て、則を作り<sup>⑨</sup>、益々厲しく乾行（『易』同人・象傳）し、目を明らかにし、聽を達し、離照（帝王の明察）を普ねく施せば、則ち道統は即ち治統たり、心法は即ち治法たりて、化<sup>⑩</sup> 神にして、廣運す（広く伝わる）<sup>⑩</sup>す。之を宸衷（皇帝の心）に求めれば、餘り有らんことを。臣（熊賜履）愚なるも[こうした状態になるのを] 跂望（待ち焦がれる）するに勝えず（『經義齋集』卷之二・「經筵講

義」・一葉～二葉）。

- ①蔡沈「書經集傳序」に「二帝三王の治は道に本づく。二帝三王の道は心に本づく」。
- ②『禮記』檀弓上に「子思 曰く、昔者、吾が先君子 道を失える所無し。道隆なれば則ち從いて隆にし、道 汚なれば則ち從いて汚にす・・・、と」。
- ③『易』乾卦文言に「聖人 作りて、萬物 観る」。
- ④『書經』皋陶謨に「兢兢業業。一日二日萬幾（兢兢業業たれ。一日二日に萬幾あり）」
- ⑤『書經』湯誥に「恒有るの性に若がい、克く厥の猷を綏ぜしむるは、惟れ后なり」。
- ⑥『書經』益稷に「天の命を勅むこと、惟れ時にし惟れ幾にせよ」。
- ⑦『書經』洪範に「凡そ厥の庶民、極の敷言、是れ訓とし是れ行なえば、以て天子の光に近し」。
- ⑧『書經』仲虺之誥に「中を民に建つ」。
- ⑨『書經』說命上に「明哲 實に則を作す」。
- ⑩『書經』舜典に「四目を明らかにし、四聰を達す」。
- ⑪蔡沈「書經集傳序」に「「精一にして中を執る」（『書經』大禹謨）は、堯・舜・禹 相い授かるの心法なり。「中を建て極を建つる」（『書經』仲虺之誥）は、商の湯・周の武 相い傳うるの心法なり」。
- ⑫『禮記』樂記に「氣 盛んにして、化 神なり」。
- ⑬『書經』大禹謨に「都、帝德 廣運、乃ち聖、乃ち神、乃ち文、乃ち武」。

臣（熊賜履）がここから推し究めてみますに以下のようになるのではと考えます。つまり、帝王の統治は道にもとづき、道は心にもとづきます。思いますに、君主の心が正しければ、内外の大小の官員も不正はありません。これは、虞廷の授受（堯が舜に授け、舜が禹に授けた）であって、万世の聖學の根本を創り出すものになります。また、仰いで思いますに皇上（康熙帝）は、幼い頃より聡明をほしいままにされ、道德心が盛んで、立ち上がれば[皆が]それを見ることになります。また、[皇上（康熙帝）が]いましめつつしまれて、いつも寛仁安靜の徳行につとめておられています。道を安定させるのは、いつも天の命を奉じて季節を正し細事にも気配りしておられます。これは、もとより「精一」の教えを受けついで、従い実行することを極めておられることです。臣（熊賜履）は愚かではございますが、さらにお願ひしたいことがあります。それは、終始お変わりなく、上下の隔てなく、中庸の徳をたて、法則を定め、ますます『易』でいう乾の行ないをし、目をはっきりさせ、耳がよく聞き取るようにし、皇上（康熙帝）の明察をあまねく施すようになされば、道統が治統となり、心の法則が統治の法則となり、感化は神のようになり、広く伝わります。これを皇上（康熙帝）のお心に求めてみれば、まだ余りがあるようです。臣（熊賜履）は愚かではございますが、こうした状態になるのを待ち焦がれております、という。

「道」・「治」とともに「心」に本づく。したがって、君主の心が正しければ、内外の大小の官員も不正がなくなる。[「心」にはじまって「治」に至るというのが]、「虞廷の伝心訣」（人心惟れ危うし、道心惟れ微なり、惟れ精惟れ一、允に厥の中を執れ）であり、根本の教えである。康熙帝は、その教えを実行している。さらに熊賜履は、康熙帝にそれを実践し続けて、「道統」

が「治統」となり、「心法」が「治法」となるようにまでしてもらいたいと願っている、というのである。この講義に対して、康熙帝は

今日、其の言を行なうを得ると爲す可し（「熊賜履年譜」康熙十年辛亥三十七歳条・五葉）。  
と言ったという。

そもそもこうした発想は、康熙二十四年の序文のある『學統』の中で熊賜履が告白するように、南宋・蔡沈（字は仲默、号は九峰。諡は文正。福建建陽の人。乾道三年〔一一六七〕～寶慶二年〔一二二六〕）の「書經集傳序」に基づくものであろう。

愚（熊賜履）尤も其の書傳に序する（「書經集傳序」）を愛す。[その序の] 首に「二帝三王の治は道に本づく。二帝三王の道は心に本づく」と曰<sup>い</sup>う。至れるかな斯の言。所謂ゆる「全體大用<sup>①</sup>」にして、「一以て之を貫<sup>つらぬ</sup>き」（『論語』里仁・衛靈公）、「聖人復た起るも易<sup>か</sup>うる能<sup>②</sup>わ」ざるなり（『學統』卷二十八・翼統・蔡九峯先生）。

①『大學』傳第五章に「吾が心の全體大用 明らかならざる無し」。

②『孟子』滕文公下に「聖人 復た起るも、吾が言を易<sup>か</sup>えざらん」。

ちなみに、蔡沈「書經集傳序」には次のようにある。

二帝三王の天下を治むるの大經（常道）・大法（基本法則）は皆な此の書（『書經』）に載す。……二帝三王の治は、道に本づく。二帝三王の道は、心に本づく。其の心を得れば、則ち道と治とは固<sup>もと</sup>より得と云うべし。何となれば、「精一にして中を執る」（『書經』大禹謨）は、堯・舜・禹 相い授くるの心法なり。「中を建て極を建つ」（『書經』仲虺之誥）は、商の湯・周の武 相い傳うるの心法なり。「徳」と曰い、「仁」と曰い、「敬」と曰い、「誠」と曰う。言 殊なりと雖も、理は則ち一にして、此の心の妙を明らかにする所以に非ざる無きなり。「天」を言うに至りては、則ち其の心の自<sup>よ</sup>りて出づる所を嚴（尊重）す。「民」を言え、則ち其の心の由りて施す所を謹む。……禮樂教化は、心の發なり。典章文物は、心の著なり。家 齊い、國 治まりて天下 平らかなるは、心の推なり。心の徳 其れ盛んなるかな。……二帝三王は此の心を存<sup>①</sup>する者なり。夏の桀・商の受（紂の名）は此の心を亡ぼす者なり。太甲・成王は困<sup>②</sup>しみて此の心を存する者なり。存すれば則ち治まり。亡すれば則ち亂る。治亂の分は、顧<sup>た</sup>だ其の心を存すると存せざるとの如何なるのみ。後世の人主 二帝三王の治に志すこと有れば、其の道を求めざる可からず。二帝三王の道に志すこと有れば、其の心を求めざる可からず。心を求めるの要は、是の書を捨てて何を以てせんや……（蔡沈「書經集傳序」）。

①『孟子』離婁下に「孟子 曰く、君子の人に異なる所以の者は、其の心に存するを以てなり。君子は仁を以て心に存し、禮を以て心に存す」。

②『中庸』第二十章第八節に「或いは生れながらにして之を知り、或いは學びて之を知り、或いは困<sup>くる</sup>んで之を知る。其の之を知るに及んでは一なり。或いは安んじて之を行ない、或いは利して之を行ない、或いは勉強して之を行なう。其の功を成すに及んでは一なり」。

二帝三王の天下を統治した大經（常道）や大法（基本法則）はすべてこの『書經』に載せられている。二帝三王の統治は道にもとづく。また、二帝三王の道は心にもとづく。この二帝三王の心を得たのならば、道と治とは得られたというべきである。何故ならば、「精一にして中を執る」（『書經』大禹謨）は、堯・舜・禹が伝えた心法であり、「中を建て極を建つ」（『書經』仲虺之誥）は、商の湯王・周の武王が伝えた心法であるからだ。「徳」といったり、「仁」といったり、「敬」といったり、「誠」といったりする。言い方は異なっているものの、根本的な理はひとつのものであり、こうした心の精妙さを明らかにするものである。[『書經』で]「天」のことを言うことになれば、その「心」のより来ったもの（「天」）を尊重する。[『書經』で]「民」のことを言えば、その「心」にしたがって施す対象を謹むのである。二帝三王はこの心をあくまでも維持する人であり、夏の桀・商紂はこの心を無くしてしまった人物であり、太甲・成王は努力してこの心を維持した人である。この心を維持できれば治めることができ、無くしてしまえば混乱する。うまく治まるのと混乱するとの分かれ目は、ただその心を維持できるかできないかだけである。後世の君主が二帝三王のような統治を目指しているならば、その道を求めなければならない。二帝三王の道を得ることを目指しているならば、その心を求めなければならない。その心を求める要点は、この『書經』を除いて何をもってするのだろうか、という。

蔡沈は、君主が二帝三王の治（治法）を求めようとするならば、「精一にして中を執り」「中を建て極を建つ」といった心法に求めなければならない、とする。

熊賜履は、この蔡沈の主張と「道統は即ち治統たり」というものとの組み合わせる。すでに検討したように「應詔萬言疏」では、六經や歴史に学び、それをもって政治を行なう上での根本とすべきだとし、皇帝自身がそれを実践すれば、綱紀が正され、この世を「唐・虞・三代の盛」に導くことができると提言した。そして、經筵講義においては、康熙帝の心を正しくする修養が治世の安定につながり、そして「道統は即ち治統たり、心法は即ち治法たり」となると主張する。つまり、熊賜履は、儒教的な修養をすることは、道統を得ることになり、道統を得れば治統・治法が得られると述べたのである。

そもそも道統を受け継いだものに、治統（支配の正統性）があたえられるという考えは、この時代の共通認識となっていた。そして、道統を受け継いでいるものとして、いわゆる儒者（明末・清初には聖人）を想定していた。当時、その道統を受け継いだ人物の系譜に康熙帝を入れるという阿諛追従はよくなされた。

ところが、熊賜履は、それだけでなく、康熙帝にその道統を得るための修養の筋道をも示したのである。自分の心を正して行けば、まわりもそれに感化されてゆき、国家をうまく治めることができる。そして、中国支配の正統性も得られるというのである。先ず自分自身を修養して、まわりを感化し、最終的には、天下を平らかにするという主張は、中国の伝統的な政治思想であり、近世では、特に朱子の『大學章句』以来、説かれ続けてきたものである。熊賜履は、それを支配の正統性まで広げた。十代の後半の康熙帝は、「其の言を行なうを得ると爲す可し」

(『熊賜履年譜』・康熙十年辛亥三十七歳条・五葉)と云って、この考えに同調する。

では、続けて康熙帝に取り入るポイントをここに見いだした熊賜履がこの考えを利用して若い康熙帝の信頼をどのようにして得ていったかを具体的に検討してみたい。

## (2) 康熙帝と熊賜履

熊賜履は康熙十年二月四日に経筵講官に任ぜられ(『大清聖祖合天弘運文武睿哲恭儉寛裕孝敬誠信中和功德大成仁皇帝實録』卷三十五・「康熙十年二月丙戌(四日)」条)、二月二十六日に孝經衍義總裁(『大清聖祖合天弘運文武睿哲恭儉寛裕孝敬誠信中和功德大成仁皇帝實録』卷三十五・「康熙十年二月戊申(二十六日)」条:『年譜』では七月とする)に、三月二日に日講官に充てられ(『大清聖祖合天弘運文武睿哲恭儉寛裕孝敬誠信中和功德大成仁皇帝實録』卷三十五・「康熙十年三月癸丑(二日)」条)、四月四日に太宗聖訓副總裁に(『大清聖祖合天弘運文武睿哲恭儉寛裕孝敬誠信中和功德大成仁皇帝實録』卷三十五・「康熙十年四月乙酉(四日)」条)、五月に常に皇帝に侍する起居注官に充てられる(『熊賜履年譜』による)。

このすぐ後、熊賜履は、康熙十年七月五日に給假回籍省親で、しばらく北京を離れる。しかし、康熙帝はすぐに戻ってくるようにと伝える。

[康熙十年七月]甲寅(五日)、翰林院掌院學士の熊賜履 假を告げて省親す。旨を得て、熊賜履は速やかに去き速やかに來ら著めよ。此の員缺 必ずしも銓補せず、と(『大清聖祖合天弘運文武睿哲恭儉寛裕孝敬誠信中和功德大成仁皇帝實録』卷三十六・「康熙十年七月甲寅(五日)」条)。

熊賜履は、翌十一年四月一日に戻る(『康熙起居注』康熙十一年四月初一日丙子条・二十八頁)。それ以来、頻繁に學術上の講義を行い、また意見をたずねられるようになる。

もっとも、康熙十二年末にいわゆる三藩の乱が起こってからは、『康熙起居注』を見る限り、ほとんど講義は行なわれていない。したがって、熊賜履が実際に康熙帝に対して講義を通して自分の考えを述べたのは、康熙十一年四月から十二年十一月までの一年半の期間であった。というのも、『康熙起居注』に記録された康熙帝と熊賜履との対話が、康熙十一年四月一日から翌年の十一月の呉三桂の反乱が始まるまでの時期に集中するからである。その間には孟能飛による熊賜履弾劾がある<sup>3)</sup>。そして熊賜履は、康熙十四年三月三十日に武英殿大學士になったものの、十五年七月十四日には内閣票擬事件のため辞任に追い込まれてしまう(拙稿「李光地と熊賜履」(上)・(下)(『経済理論』第二五二号・第二五三号・和歌山大学経済学会・一九九三年)参照)。

3) 孟能飛の弾劾文は、いまのところ見いだせない。ただ、熊賜履の駁文(『駁參疏』・『經義齋集』卷之一・三十五葉～三十八葉)によると、科擧の出題にからんでの弾劾であつたらしい。熊賜履が科擧とどうかかわっていたかについては、拙稿「康熙三十年の会試における不正(関節)について」(『経済理論』第三〇二号・和歌山大学経済学会・二〇〇一年)において検討した。

このように熊賜履が康熙帝と講義を通じて対話したのは、わずか一年半の期間であった。が、康熙帝が十九歳から二十歳にかけての時期にあたり、理想に邁進しようとした時である。

以下、しばらく熊賜履と康熙帝とがどのような対話を行ない、それに対して康熙帝がどう反応したかを見てみたい。そこからすると、恐らく熊賜履は試行錯誤を繰り返しながら、康熙帝の嗜好に合うように対話していったのであろう。そうして、政治思想上から、康熙帝の信頼を得ることに成功する。

では、この一年半の間、熊賜履は康熙帝にどのようなことを講義したのであろうか。すでに述べたように、「治統と道統」と「心法と治法」とにたいして康熙帝が興味を示したことに気付いた熊賜履は、そこから康熙帝に接近しようとする。道統の体现者になりうるのが康熙帝であり、その実現がそのまま清朝の中国本土支配の理論的根拠（正統性）となるということを主張するのである。そして、道統の体现者になるには、「二帝三王の治は道に本づく、二帝三王の道は心に本づく。其の心を得れば則ち道と治とは固より得て言う可し」（『書經集傳序』）とあるのに基づき、心を修養することが必要であるとした。

『康熙起居注』に記録される康熙帝と熊賜履との対話を見ると、熊賜履は康熙帝が「心法」を得ているとか、二帝三王（聖人）になれるという意味のことを繰り返し伝える。もっとも、あからさまには言わない。ただ、康熙帝の意見に同意しながら、それが二帝三王の道に沿ったものである、などと触れるのみである。はっきりと主張すると、康熙帝は阿諛追従だとする。そうした言葉は、生まれて以来聞き続けてきたからである。それはたとえば、熊賜履が失脚してからの經筵講義において、見え透いた賛辞を述べるのを止めるようにと、康熙帝が述べたことから理解できるであろう。

嗣後、經筵講章の稱頌（称賛）の處は、過ぎて（過剰に）溢辭を爲すを得ず。但だ切要を取れ。實學に裨すること有らん。其の論は各講官之を知れ（『康熙起居注』康熙十五年二月初七日己未条・二四七頁）。

熊賜履は、そのあたりの呼吸を心得ていた。康熙帝の発言を引き取って、それを心法や二帝三王と結びつける。自分からは、決して主張しない。また、具体的な発言は行なわない。抽象的に述べるだけである。そのうえ、熊賜履は、康熙帝が理解しているであろう学問の範囲内で議論する。絶対に、それ以上の次元で話はしない。

康熙十二年九月八日に、康熙帝は熊賜履と次のような対話を行なっている。

上（康熙帝）曰く、「學問の道は、畢竟するに心を正すを以て本と爲す」と。[熊賜履] 對えて曰く、「聖論 此れに及ぶは、千古聖學の心傳<sup>②</sup>を得たり。人主 心を清くして寡欲なれば、鑑空水止の如くなり、聲色も其の聰明を亂さず、便佞（阿諛する者）も其の志氣を惑わせず。之を以て讀書すれば、則ち義理 昭融す。之を以て事に處せば、則ち幾務（重要な事務） 明晰たり。若し心體<sup>③</sup> 一に著くる所有れば、便ち外物の蔽う所と爲りて、本體 失せん。本體 一たび失えば、諸事 尚お問う可けんや。古の人臣 時に敬畏<sup>④</sup>を存し・逸

欲を戒めるを以て其の君を告誡せざる者無し。良に以有るなり」と。上（康熙帝）首肯す（『康熙起居注』康熙十二年九月初八日甲戌条・一一九頁）。

- ①『大學』經第四節に「古の明德を天下に明らかにせんと欲する者は、先ず其の國を治む。其の國を治めんと欲する者は、先ず其の家を齊う。其の家を齊えんと欲する者は、先ず其の身を修む。其の身を修めんと欲する者は、先ず其の心を正す。其の心を正さんと欲する者は、先ず其の意を誠にす。其の意を誠にせんと欲する者は、先ず其の知を致す。知を致すは物に格るに在り」とあり、朱注に「心なる者は、身の主とする所なり。誠は、實なり。意は、心の發する所なり。其の心の發する所を實にして、其の必ず自からこころよくして自から欺くこと無からんと欲するなり」。
- ②『書經』大禹謨に「人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執厥中」の十六字を堯・舜・禹と相伝えた心法とし、「十六字心傳」と称した。
- ③『中庸』第一章第二節・「道也者」条の朱注に「道なる者は、日用事物の當に行なうべき理なり。皆な性の徳にして、心に具わり、物として有らざる無く、時として不然らざる無し。須臾も離る可からざる所以なり。若し其れ離る可くんば、則ち外物爲りて道に非ず。是を以て君子の心は、常に敬畏を存す……」。
- ④ ③参照。

康熙帝は、學問の道とは、やはり心を正すことを根本とする、という。熊賜履はそれこたに對えて、上（康熙帝）のお言葉が、このことに及んでいらっしゃるの、古来の聖学の「十六字訣」を得られたようなものです。君主が心を清らかにして、寡欲であれば、静かに落ち着いたようになり、聲色でもその聡明さを乱さず、阿諛する者でもそのお気持ちを惑わせることはありません。そのうえで、読書なされば、義理が盛んに發揚されます。こうして政務を処理なさると、重要な案件ははっきりとします。もしも心と体がひとつのものに執着することがあれば、「道」以外のものによって蔽われてしまい、本来の「道」は失われてしまいます。本来の「道」がひとつたび失われてしまいますと、様々な事を探求できるでしょうか。古の人臣は、時として敬畏をもって、また逸欲（安逸や貪欲）を戒めることをもってその君主を諫めない者はおりませんでした。これは、本当に理由があることとございます、という

康熙帝が學問とは「畢竟するに正心を以て本と爲す」と言ったのをうけ、熊賜履は、帝が「千古聖學の心傳を得」たとし、帝の首肯を得ている。

ところが、堯・舜の世であるはずのこの時代の地震が起こる。そして康熙帝は、次のように述べる。

上（康熙帝）復た懋勤殿に御して、起居注官の胡密子を召し、論して曰く、「朕（康熙帝）適たま太皇太后の宮に詣り問安するに、太皇太后 朕（康熙帝）に問うて曰く、『頃者、地動く。爾（康熙帝）之を知るや否や』と。朕（康熙帝）奏して曰く、『臣（康熙帝）之を知れり。此れ皆な臣（康熙帝）の君道を盡くし上は天の心に合すること罔ければなり。故に〔天が〕特に異を垂らして以て警を示す』と。太皇太后 論して曰く、『人君 災異有るに遇えば、固より當に益々修省を加うべし。然れば亦た平時に在りて人を用い政を行う

にも敬<sup>つ</sup>しみて天心<sup>かな</sup>に合わんとするのみ』と。朕（康熙帝） 慈訓を仰ぎ釋し、誠に天戒を克く謹むの要と爲す。爾等 其れ諸を冊に書せよ」と（『康熙起居注』康熙十二年九月初九日乙亥条・一一九頁～一二〇頁）。

朕（康熙帝）がたまたま太皇太后のお住まいに参上してご機嫌伺したところ、太皇太后はこの頃地震があった。お前（康熙帝）はこれを知っているのか、とお尋ねになった。朕（康熙帝）は、私（康熙帝）はこのことを知っております。すべて私（康熙帝）が君子としての道を尽くさず、天の意向に合致しないために、天が災異を示して警告してきたのです、とお答えした。太皇太后は、君主は災異に遭遇すると、ますます修省（身を修めて反省する）するものである。そうすれば、平時に人を使うにしても、政治を執り行なうにしても、敬して天の意向に合わすことができるのである、とおっしゃってくださった。朕（康熙帝）は、ありがたいお言葉をいただき、天の戒めを慎むことの要としたい。お前たちは、このことを記録しておけ、という。

地震の原因が、自己の行いが天の心に適っていないから、天が警告してきたので、ますます反省しなければならない、というのである。翌日、気分は聖人皇帝になりつつあった康熙帝は熊賜履にこのことを説明させる。

〔熊賜履たちの進〕講 畢わり、上（康熙帝） 學士の熊賜履を召して御前に至らしめて問うて曰く、「昨日の地震あるは、皆な朕（康熙帝）が不徳の致す所にして、心 甚だ之を憂う」と。〔熊賜履〕對<sup>こた</sup>えて曰く、「皇上（康熙帝） 銳志にして典<sup>つね</sup>に學び、勵精にして治を圖れば、聖躬 何れの闕失有らん。唯だ是れ臣等 職を奉じて狀無ればなり。災變の來たるは、實に臣等に由るなり」と。上（康熙帝）曰く、「汝（熊賜履） 第だ天人の理を言うのみ」と（『康熙起居注』康熙十二年九月初十日丙子条・一二〇頁）。

熊賜履たちの進講が終了した。上（康熙帝）は、學士の熊賜履を御前に招いて、「昨日、地震があったのは、朕（康熙帝）の不徳のいたすところで、たいへん憂いている」と述べた。熊賜履は對<sup>こた</sup>えて、「皇上（康熙帝）は、意志を強くお持ちになって常に学問され、政治に精励なさっておいでですので、皇上（康熙帝）ご自身には何の過失もございません。ただ、私たち臣下の者が、職務に当たって職責を全うできなかったからです。災害がやってきたのは、實に私たち臣下のせいです」と答える。すると、上（康熙帝）は、「汝（熊賜履）はただ天人の感應の理屈を述べているだけだ」という。

熊賜履は、康熙帝に責任はなく、自分たち臣下の責任であると答えるのである。すると、康熙帝は熊賜履が「天人の理」を言っているだけだとする。康熙帝自身も責任を感じていると見た熊賜履は、続けて言う。

〔熊賜履が〕對<sup>こた</sup>えて曰く、「天人の感應は僭差（度を越える）有る靡し。毎に見るに、盛時にも亦た災沴（災害）有り、衰世にも祥瑞無くんばあらず、と。但だ盛時の君臣 平日より「兢兢業業」（『書經』皋陶謨）として、災に遇えば、益々修省を加う。故に災を轉じて祥と爲し、患<sup>うれ</sup>いと爲すに至らず。衰世の君臣は荒樂にして、休（すぐれた行ない）ありと

雖も亦た咎あり。願わくは皇上（康熙帝）内に徳を修め、外に政を修め、人（心？）を盡くして「天道に格れば」（『書經』君奭）、當に此の〔盛時の君臣〕如くなるべし。人主一日に萬幾あり（『書經』皋陶謨）。焉んぞ能く事事に善を盡くさん。〔しかし〕一物 其の所を得ざれば、皆な天變を感召するに足る。之を如何ぞ慎み又た慎まざらんや」と。上（康熙帝）曰く、「朕（康熙帝）實に愆まり多し。故に上天<sup>いましめ</sup> 儆を示す。唯だ勉めて惕勵を加えて、天意を挽回するのみ」と（『康熙起居注』康熙十二年九月初十日丙子条・一二〇頁）。

熊賜履が對えて、「天と人との感應は程度を超えるものではありません。常に盛んな時勢でもまた災害はあります。衰退した時にも祥瑞はないことはありません。ただ、盛んな時勢の君臣は、平時よりおそれ慎んでおり、災害に遭えば、ますます身を修めて反省いたします。そのため、災害を転じて祥瑞とし、憂いとなることはありません。ところが、衰退した時の君臣は享樂に浸っているので、すぐれた行ないがあったにせよ天災が下ります。そこで皇上（康熙帝）には、内に徳を修めて外では政務にはげみ、人心を尽くして天道に通じれば、こうした盛時の時の君臣ようになります。君主は政務で多忙です。どうして事ごとすべてに善を尽くすことができるでしょうか。しかし、ひとつのことが適切でなければ、天変を招くことにもなります。どのように慎んだうえに、また慎むべきなのでしょう」という。上（康熙帝）は、「朕（康熙帝）はほんとうに間違いが多い。そのために天が戒めを示してくれている。ただ努力して慎んで、天の気持ちを变えてもらうだけである」という。

盛時にも災害が起こるのであり、皇帝が慎むことによって災害を変えることができると言い訳する。こうして、熊賜履は康熙帝を納得させることができた。

また、その一ヵ月後には、康熙帝が仏教のことを持ち出し、それに対して嫌悪感を示すと、熊賜履は次のように答える。

〔熊賜履たちの進〕講 畢わり、上（康熙帝）〔熊〕賜履を召して御前に至らしめて、論して曰く、「朕（康熙帝）十歳の時、一の喇嘛 來朝し、西方の佛法を提起す。朕（康熙帝）即ち其の謬を面闢す。彼 竟に語塞がる。蓋し朕（康熙帝）生來便ち此の種〔の話〕を聞くを厭えばなり」と。〔熊賜履〕對えて曰く、「二氏（老子・釈迦）の書、臣（熊賜履）未だ盡くは讀まずと雖も、亦た曾て窮究す。其の指は大都<sup>ママ</sup> 荒唐幻妄にして、堯・舜の世に容るる可からず。愚氓 福果に惑うは、固より怪しむに足る無し。〔しかし〕笑う可きは從來の英君・達士 亦た多く其の説を崇信することなり。畢竟、是れ道理 明らかならず、聰明 誤り用いられ、愚民・無知に直<sup>あたり</sup>（當）て等しきのみ。皇上（康熙帝）直聰（聰明）でにして哲と作り、允に二帝三王の正統に接するは、誠に萬世の斯文の幸いなり」と……（『康熙起居注』康熙十二年十月初九日乙巳条・一二七頁）。

熊賜履たちの進講が終了し、上（康熙帝）は熊賜履を御前に呼び出して、「朕（康熙帝）が十歳の時、ひとりの喇嘛僧が來朝し、西方の佛法のことを提起した。朕（康熙帝）は、そこでその

誤りを面と向かって反駁した。その喇嘛僧は何も言えなくなった。朕（康熙帝）は、本来こうした人たちの話を聞くのを嫌っていたからである」という。熊賜履は對<sup>こた</sup>えて、「二氏（老子・釈迦）の書について、臣（熊賜履）はまだすべて読んだわけではありませんが、徹底的に調べたことがございます。その内容は、ほとんど荒唐無稽で、いまの〔康熙帝の治めておられる〕堯・舜のような世の中に相いれるものではありません。無知な人々が福德に得られるということに惑わされるのはもとより怪しむことはありません。しかし、笑わざるを得ないのは、これまでのすぐれた君主や見識のある人たちもこうしたものを崇拜し信仰していることです。つまりは、道理がはっきりせず、英知が間違った方向で用いられ、無知な人々や愚民と同じようなものになっていることです。〔こうした者たちと異なり〕、皇上（康熙帝）が聡明で、英知をお持ちで、ほんとうに二帝三王の正統を受け継いでおられることは、万世の文明の幸いでございます」と答えた。

仏教と道教とは「堯・舜の世」に受け入れられるものではないという。しかし、これまでのすぐれた君主や人臣たちがこれに迷わされてしまった。ところが、康熙帝は、聡明で惑わされることなく、「二帝三王の正統」に連なっているのはすばらしいことである、と答える。

このようにして、熊賜履は折に触れて康熙帝が堯・舜の世界を再現して、儒教的な道統を得て、現在の堯・舜になりつつあるということをほのめかす。こうして熊賜履は若い康熙帝の信頼を得ていったのである。

## おわりに

康熙帝が朱子学的政治論に興味を持っていたと理解した熊賜履は、そこから康熙帝に取り入ることに成功する。しかし、三藩の乱が始まり、康熙帝は、熊賜履相手に議論ができなくなってしまふ。三藩の乱が始まってからは、『康熙起居注』を見るかぎりでは、康熙帝と熊賜履との対話が記録されていない。実際、康熙帝は反乱の対応に追われていたのであろう。

ただ、熊賜履への待遇は相変わらずであり、康熙十四年には武英殿大学士になる。三藩の乱の勝敗が決定的となると、康熙帝は講学を再開しているので、おそらく、そのままであれば熊賜履は、その任にあたったものと考えられる。ところが、熊賜履は三藩の乱の最中にみっともない内閣票擬事件を引き起こして康熙十五年<sup>1676</sup>に革職（革職永不叙用）となる。後、康熙二十七年に禮部尚書として復歸するが、宮中では熊賜履の対応の方法を学んだ李光地<sup>1688</sup>がすでに康熙帝の学問的な話し相手となっていた（拙稿「李光地と熊賜履」（上）・（下）（『経済理論』第二五二号・第二五三号・和歌山大学経済学会・一九九三年）参照）。

なお、李光地は、つぎのようなことを伝えている。

上（康熙帝）時に屢しば云う「熊某（熊賜履）の徳 何ぞ忘るべけんや。我（康熙帝）今に至るまで些かの文字を曉<sup>さと</sup>り得て、些かの道理を知るは、他（熊賜履）の虧<sup>かれ</sup>ならざれば、如何ぞ此れあらん」と（『榕村語録續集』卷十四・本朝時事・七葉）。

しばしば康熙帝は、熊某（熊賜履）の徳は、どうして忘れることができるだろうか。私（康熙帝）が今に至るまで、いささかの文を理解し、いささかの道理が分かるのは、他（熊賜履）のおかげでなければ、どうしてこのようであっただろうか、と言っていたという。

復帰してからは顧みられることが少なくなった熊賜履であるが、康熙帝は、熊賜履の学恩に対しては常に感謝し続けていたようである。